乳児等通園支援事業に係る

# 重要事項説明書

社会福祉法人　こどものあした福祉会

ちびっこはうす保育園

保育の提供の開始にあたり、本園が利用者に説明すべき内容は次のとおりです。

## １．乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

○運営主体

| | |
|---|---|
| 名　　称 | 社会福祉法人　こどものあした福祉会 |
| 所　在　地 | 〒400-0831　　山梨県甲府市上町 1246-3 |
| 連　絡　先 | (電話)055-269-5575　　(FAX)055-269-5585 |
| 代表者氏名 | 理事長　宮澤　由佳 |

○事業所の概要

| | |
|---|---|
| 施設の種類 | 保育所 |
| 施設の名称 | ちびっこはうす保育園 |
| 施設の所在地 | 〒400-0831　　山梨県甲府市上町 1246-3 |
| 連　絡　先 | (電話)055-269-5575　　(FAX)055-269-5585 |
| 管　理　者 | 園長　宮澤江梨子 |
| 対象園児 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより，保育を必要とする乳児(６ヶ月)から２歳児（未満児） |
| 利用定員（１時間あたり） | 0 歳 3 名、 1 歳 2 名、 2 歳 1 名、 計 6 名 |
| 開設年月日 | 平成 23 年 4 月 1 日 |

○事業の目的・運営方針

本園を利用する満３歳未満の子どもに対し、適正な保育を提供することを目的とし、次に掲げる運営方針に基づき，保育を提供します。

・本園は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。
・保育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、子どもの意思及び人格を尊重して保育を提供するよう努めます。
・本園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
・本園は、条例が定める職員や設備の基準その他関係法令等を遵守します。

## ２．提供する乳児等通園支援の内容

本園は、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行います。

○保育の内容

《基本内容》

・子どものありのままを受け止めその特徴が生かされるように援助します。

・園と保護者と地域が連携できるように話し合いの時間を大切し、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
・子どもと大人がともに成長し合えるような環境づくりに努めます。

《特色》
・五感を刺激する外遊び中心の保育です。
・おさんぽ、砂あそび、どろんこ、水あそびなど、身近な自然素材に触れる活動をします。
・「お腹がすくリズムのもてる子ども」「食べたいもの、好きなものが増える子ども」「一緒に食べたい人がいる子ども」を目指し日々の給食を提供します.
・自然の恵みに感謝する心を育み、食べる事への「意欲」や「関心」を育む食育活動をします。

○健康・安全・衛生管理のための取り組み

《健康管理》
・SIDS（乳幼児突然死症候群）を防ぐため、睡眠時の午睡チェックを乳児は５分おき、１，２歳児は１０分おきに行っています。
・登園時に検温を実施し、預かり時間や異変がある場合には適切に対応します。
・保育日誌、児童個別台帳を作成し、個々の健康管理を行っています。
・厚生労働省の「感染症対策ガイドライン」に基づき、感染症・食中毒の予防対策を行っています。
・園内は完全禁煙です。

《安全管理》
・出入口は原則、施錠し不審者侵入対策を行っています。
・月１回の防災・防犯の避難訓練を実施しています。
・園独自の「危機管理マニュアル」を作成しています。（閲覧可能）

《衛生管理》
・歯ブラシ、コップ、ハンカチなどは、個人用のものを使用します。
・室内遊具等は定期的な安全点検及び消毒を行います。
・乳幼児専用の沐浴設備を設置しています。

○食事の提供
・同法人が雇用する調理員の自園調理により提供します。
・栄養量や嗜好を考慮し、変化に富んだ献立表を毎月作成しています。
・食中毒予防のため、調理員は月１回の検便を行っています。
・下記の時間帯に利用予約した場合、食事の提供が可能です。
　9：30～12：30、9：30～14：30、10：00～15：00

《提供時間帯》

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

| | 昼食 | 備考 |
|---|---|---|
| ０歳児 | 11 時頃 | 予約状況により変動の可能性あり |
| １歳児 | 11 時 15 分頃 | |
| ２歳児 | 11 時 30 分頃 | |

※　献立表は毎月別途お知らせします。

○施設及び設備

⑴施　設

①

| | | |
|---|---|---|
| 敷　地 | 敷地全体 | 277.16 ㎡ |
| | 園庭 | 90.00 ㎡ |
| 園　舎 | 構　造 | 木造２階建 |
| | 延べ面積 | 109.70 ㎡ |

②

| | | |
|---|---|---|
| 敷　地 | 敷地全体 | 233 ㎡ |
| 園　舎 | 構　造 | 鉄筋１階建 |
| | 延べ面積 | 150.19 ㎡ |

⑵主な設備

①

| | | |
|---|---|---|
| ほふく室 | １室 | 29.99 ㎡ |
| 乳児室 | １室 | 17.24 ㎡ |
| 便所・沐浴室 | １室 | 4.22 ㎡ |
| 調理室 | １室 | ２階 |
| 医務室・休憩室 | １室 | ２階 |
| 職員室 | １室 | ２階 |

②

| | | |
|---|---|---|
| 保育室 | １室 | 23.19 ㎡ |
| 一時預かり室<br>こども誰でも通園 | １室 | 17.39 ㎡ |
| 便所・沐浴室 | １室 | 4.97 ㎡ |
| 授乳コーナー | １室 | 2.48 ㎡ |
| 会議室 | １室 | 9.94 ㎡ |

※室内の遊具は定期的に点検・消毒を行っています。

## ３．職員について

○職種、員数及び職務の内容

| 職種 | 常勤 | 非常勤 | 職務内容 |
|---|---|---|---|
| 管理者 | １人 | | |
| 保育士 | 0人 | 4人 | |
| 子育て支援員 | 1人 | 1人 | |

※職員数は変動する場合がありますが、市が条例で定める保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

※常勤・非常勤の内訳は，職員の異動に伴い変動する場合があります。

※ローテーションにより，各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

## ４．乳児等通園支援を行う日・時間並びに提供を行わない日・時間

○通常利用時間　（本園は、柔軟利用　及び　定期利用　の方法により支援を提供）

| 通常利用時間 | 休業日 |
|---|---|
| 月～金曜日<br>9 時 30 分から<br>15 時 00 分まで | ・土曜日<br>・日曜日<br>・祝日（国民の祝日に関する法律に規定する日）<br>・年末年始（１２月２９日から１月３日）<br>・保育園行事日<br>・感染症等の流行により集団生活が望ましくないと判断した場合 |

※実際に提供する日及び時間帯は，本園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

※非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に休業日とする場合があります。

## ５．利用者負担

乳児等通園支援の提供にあたり、公定価格で定められた保育料については利用者から徴収をせず、当該利用者の居住する市区町村に対して本園が利用者に代わって請求します。（法定代理受領方式）

【保育料】

| 年齢<br>※４月１日時点におけるクラス年齢 | 保育料<br>※子ども一人１時間あたり |
|---|---|
| ０歳児 | １，７００円 |
| １歳児 | １，４００円 |
| ２歳児 | |

ただし、本園の利用にあたり、本園が提供する以下のサービス等に係る費用につきましては、保護者様よりご負担いただきます。（実費相当費用等の請求）

○ 利用料

施設管理、衛生管理、その他提供する保育に必要な物品の購入に要する費用　300 円/1 時間

○ 食事の提供に要する費用　　１食当たり 400 円

○ 延長保育料　　5 分あたり 200 円

原則、時間の延長はありません。

交通事情等により、やむを得ず予定時刻よりお迎えが遅れた場合は、延長料金が発生します。

○ 利用キャンセルに伴い発生する費用

キャンセルを行う時期による。本規定「７．利用の開始及び終了に関する事項」中の「利用に関して　⑥」のとおり

## ６．利用定員

○年齢別利用定員（１時間あたり）

| ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | 計 |
|---|---|---|---|
| ３人 | ２人 | １人 | ６人 |

## ７．利用の開始及び終了に関する事項

○ 利用の開始に関して

① 甲府市より、乳児等支援給付認定を受けていること。（認定証の交付を受けていること）

② 本園との事前面談を行い、結果、受け入れを認められること。

③ 総合支援システムから利用予約を行い、予約の確定を受けること。
なお、利用予約等ができる時期については、後述の「利用の申し込み期間」のとおり。
※総合支援システムを諸事情により利用できない場合、本園に相談すること。
※定期利用を希望する場合は、利用希望曜日、時間を事前に本園と協議し、定期利用による利用が可能と判断される場合、本園が総合支援システムに代理予約を行う。

④ 急を要するなど、万一の場合には保護者様に電話連絡を行うため、利用日当日は必ず電話に出られる状態にしておくこと。

⑤ 利用にあたり、甲府市が定めたキャンセルポリシー（別紙）及び、本園が定めるキャンセルポリシーを遵守すること。

⑥ 上記⑤に関し、特に、利用予約が確定した後のキャンセルについて、以下に留意すること。

【留意事項】

| | キャンセル連絡の期限 | | |
|---|---|---|---|
| | 利用前日 16 時～<br>利用当日<br>午前 0 時まで | 利用当日<br>午前 0 時以降～<br>利用開始時間まで | 当日利用開始時間以降の<br>キャンセル<br>または無断キャンセル |
| 保育料 | 発生しない | 発生しない | 発生しない |
| 実費負担 | 発生する<br>400 円 | 発生する<br>400 円 | 発生する<br>保育利用時間の利用料等の全額 |
| 利用時間枠 | 消費なし | 消費する | 消費する |

※１月あたり１０時間の利用を上限としており、予約時間分が１０時間から減算されます。

○ 利用の申し込み期間

50 日前の午前 9 時から利用日の 15 日前の 23 時 59 分まで利用日と利用時刻の予約（又は変更）が可能です。

※この期間外における予約の変更（キャンセル含む。以下、「変更等」という）は、変更等を行う日によって、先述（本規定「７．利用の開始及び終了に関する事項」中の「利用の開始に関して　⑥」が適用される場合がありますのでご注意ください。
ただし、本園都合による変更等が生じた場合はこの限りではありません。

○ 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- ３歳に達する前日（３歳を迎える前々日までは利用できます)。
- 児童の保護者が、市町村が定める要件に該当しなくなったとき。
- その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

○ その他利用にあたる留意事項

- お子様の送迎時には、近隣住民や施設等、外部の方へのご迷惑になることのないようお願いいたします。
- 駐車場での事故、トラブルに関しては責任を負いかねます。
- 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
- こども誰でも通園制度の利用を終了しても、ちびっこはうす保育園が実施している一時預かり保育「ぐらんまはうす」を利用することができます。

## ８．緊急時の対応及び非常災害対策

○緊急時の対応

| | |
|---|---|
| 管轄警察署 | 甲府南警察署（小瀬交番） |
| 病院 | 小瀬こどもクリニック<br>甲府市下小河原町 35-5　(tel)055-243-7766 |
| 対応方法 | 園児に健康状態の急変等の緊急事態が発生した場合には，速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園児の主治医、園医等に相談する等の措置を講じます。 |
| 連絡方法 | ・緊急時には電話連絡を行います。<br>・情報に一斉配信を行う場合があるので、メールアドレスの登録にご協力ください。 |
| 本園の対策 | ・事故防止に関する定期的な職員研修の実施 |

○非常災害対策

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 消防計画 | 防火管理者 | 園長　宮澤江梨子 | | |
| 避難訓練 | 非常時を想定した避難訓練を毎月実施します。 | | | |
| 防災設備 | 自動火災報知機・消化器の設置・非常食の備蓄<br>その他，カーテン，敷物，建具等の防炎処理 | | | |
| 避難場所 | 第１避難 | 園庭 | 第２避難 | 駐車場 |
| 園児の引渡し | 上記避難場所の、より安全な場所で職員が行います。 | | | |

## ９．虐待の防止のための措置

当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

(1)人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

(2)職員による園児に対する虐待等の行為の禁止

(3)虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

(4)その他虐待防止のために必要な措置

2 虐待等の行為とは、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為を指します。

3 当園は、教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年５月 24 日法律第 82 号）の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告します。

## １０．要望・相談・苦情等の受付

本園では，要望・相談・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| 当園ご利用相談窓口 | 第三者委員会 |
|---|---|
| ・窓口担当者　　園長　宮澤江梨子<br>・ご利用時間　　8：30　～　17：30<br>・連絡先　　(TEL)　055-269-5575<br>(FAX)　055-269-5585<br>※担当者が不在の場合は，当園職員までお申し出ください。 | (1)　鷹左右　誠　様（監事）<br>〒400-0845　甲府市上今井町 2255-2<br>(TEL)　090-4222-6199<br>(2)　田中　謙一　様（弁護士）<br>〒400-0815　甲府市国玉町 654-2<br>(TEL)　055-287-8101 |

## １１．利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

本園では，以下の保険に加入しています。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

当園では、不測の事故に対応する為に保険に加入しております。保育者は、お子さまの安全に十分配慮しますが、万が一事故が発生した場合、保険適用範囲内では保障されます。

既住症等の原因での事故等、保育者の故意または重大な過失によって発生したものでない事故等に関しましては責任を負いかねます。

| 賠償責任保険 | | | 傷害保険 |
|---|---|---|---|
| 補償内容 | 身体障害 | 財物 | 死亡・後遺障害　1 名につき 300 万円 |
| 支払限度額 | 1 名につき　3 億円<br>1 事故につき　10 億円 | 1 億円 | 入院保険日額　1 名につき 5,000 円<br>通院保険日額　1 名につき 3,000 円 |

## １２．守秘義務及び個人情報の取扱いについて

園児及びその保護者等に係る個人情報については，以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

・連携施設や他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において，他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

・緊急時において，病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

## １３．提携する医療機関等

⑴　小児科

| | |
|---|---|
| 医療機関の名称・院長名 | 小瀬こどもクリニック　　院長　高野　美紀子 |
| 所在地・電話番号 | 甲府市下小河原町 35-5　(tel)055-243-7766 |

⑵　歯　科

| | |
|---|---|
| 医療機関の名称・院長名 | 本田歯科医院・小児歯科　　院長　本田　千畝 |
| 所在地・電話番号 | 甲府市古上条 148　　(tel)055-243-3773 |

## １４．園からのお願い

本園の利用にあたっては、以下の事項にご協力ください。

・子どもの健康管理のため、送迎の際に担当保育士が健康状態をお尋ねしますので、小さな異変であっても必ず保育士にお伝えください。お急ぎの際もあるかと思いますが、ご協力をお願いします。

・車での送迎の際は、近隣の迷惑にならないよう、路上駐車や騒音を立てる行為はご遠慮ください。

・園付近での喫煙は行わないようにしてください。